



平成23年9月30日

国土交通省

都市局

まちづくり推進課

都市再生特別措置法に基づく民間都市再生整備事業計画の認定について

都市再生特別措置法第63条第1項に基づき、平成23年9月8日付けで株式会社天文館から申請のあった民間都市再生整備事業計画について、同法第64条第1項の規定により認定しました。

(内容等については別紙参照)

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：中橋、本田

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542、30-614)

03-5253-8127(直通)

民間都市再生整備事業計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 23 年 9 月 30 日
2. 認定申請事業者の名称 株式会社天文館
3. 都市再生整備事業の名称 商業施設（仮称）天文館シネマ建設事業

4. 都市再生整備事業の目的

天文館の商店街の活性化及び集客力の回復を図るための「新たな魅力づくり」とまち全体の回遊性を高めるための「拠点づくり」を目的とする。

5. 事業施行期間 平成 23 年 6 月 28 日
～ 平成 24 年 3 月 31 日

6. 整備事業区域

- (1) 位置 鹿児島県鹿児島市東千石町 19 番-1、-2、-3、-4、-5、-12、-13、-14、-15、-25、-26、-27、-28、-29、-30、-33、-34
- (2) 面積 2,160.95 m²



7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積	敷地面積	建築面積の敷地面積に対する割合	延べ面積の敷地面積に対する割合
1	6階	1,377.76m ²	6,209.91m ²	1,550.36m ²	88.87%	400.55%
2	地下1階	0.00m ²	131.41m ²			
3	1階	14.0m ²	14.0m ²	1,550.36m ²	0.90%	0.90%
合計		1,391.76m ²	6,355.32m ²	1,550.36m ²	90.67%	401.45%

(2) 建築物構造、設備及び用途

- ・ 構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造
- ・ 設備 電気設備、給排水設備、空調換気設備、消防設備、昇降設備等
- ・ 用途 店舗、映画館（シネマコンプレックス）、道路、ゴミ集積所

(3) 公共施設の種類・規模等

- ・ 道路 560.35 m²
- ・ 広場 16.68 m²

